

地域生涯学習事業実施要綱

第1 趣旨

地域の人材を活用し、市立小学校を拠点として地域住民の生涯学習活動の展開を促進するために地域生涯学習事業を実施する。

この要綱は、西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）がこの事業の実施に当たり事業の効果的、効率的執行を図るため必要事項を定めるものとする。

第2 地域生涯学習事業

学校週五日制を踏まえ、児童・生徒の健全育成及び地域住民の生涯学習活動の展開を促進するために、地域の人材を活用し地域の活力を結集するために地域生涯学習事業を実施する。

第3 業務の委託

委員会は業務の遂行に当たり、学校施設開放運営協議会等（以下「運営協議会」という。）に業務を委託することができる。

- 2 業務を受託しようとする運営協議会は、事前に事業計画書と事業予算書を委員会に提出しなければならない。

第4 委託契約

委員会と運営協議会との協議が整ったときは、業務委託契約を締結して、受託した運営協議会が事業執行に当たる。

第5 業務完了報告

受託した運営協議会は、業務完了後速やかに、事業報告書と事業決算書を添えて業務完了報告をしなければならない。

第6 返還金

受託した運営協議会は、業務完了報告の際に余剰金があった場合、その余剰金額を返還しなければならない。

第7 委任

この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。